助成制度を活用し、災害に強いまちへ！

2・3面では、区が実施している「防火・耐震化改修促進助成事業」や「不燃化促進事業」等の助成額・助成対象区域などについて詳しくご紹介します。これらの助成制度を活用して、火災や地震に強い住まいを実現しましょう。

少ない費用と短い期間で行うことができます

防火・耐震化改修促進助成事業

助成額 100万円 を限度とし、かつ改修工事費以内

この事業は、防火性と耐震性を向上させる〝防火・耐震化改修〟を行う際に、その工事費の一部を助成するものです。この事業の対象となる区域は、3面の地図をご確認ください。

[対象となる方]対象区域内で昭和56年5月31日以前に着工された木造建築物を準耐火構造と同等にし、かつ耐震性を向上させる改修を行う個人または中小企業者、公益社団法人、公益財団法人等

＊宅地建物取引業者が、販売するために改修する場合は対象外　＊詳細は問合せ先へ**[助成額]**100万円を限度とし、かつ改修工事費以内**[問合せ]**建築指導課不燃化担当☎5608－6268

ふじのきさん家改修前

セメント瓦は重く、建物に大きな負担がかかっていました。

壁をはがすと梁や柱、土台の一部が漏水により腐食していました。

ふじのきさん家改修後

屋根を軽い素材にすることで、建物への負担を軽くしました。

内壁と外壁を耐火・耐震性能があるものに変更しました。

梁や柱、土台を補強するとともに、新しく筋交いを増設することで、耐震性の向上を図りました。

災害に強い建築物になります

不燃化促進事業

不燃建築物建築促進助成金交付制度の助成額 210万円

主要生活道路沿道不燃化推進助成金交付制度の助成額 150万円

この事業は、「不燃建築物建築促進助成金交付制度」と「主要生活道路沿道不燃化推進助成金交付制度」からなり、それぞれの対象区域内において、要件を満たす不燃建築物を建築する場合に、建築費の一部を助成するほか、条件を満たす場合には加算助成（右下の表を参照）も行います。

なお、特に不燃化が必要な区域である「重点不燃化促進事業」の対象区域に該当する場合は、建築・金融の専門家による「無料建替え相談」もご利用になれます。これらの助成制度の対象となる区域は、3面の地図をご確認ください。

[対象となる方・対象となる建築物]下表のとおり**[問合せ]**建築指導課不燃化担当☎5608－6268

〝京島周辺地区〟と〝鐘ヶ淵周辺東地区〟が対象です

木密地域不燃化10年プロジェクト不燃化促進助成制度

助成額 150万円

都は、緊急に不燃化を進める必要がある地域を〝不燃化特区〟に指定し、区内では、京島周辺地区と鐘ヶ淵周辺東地区が指定されました。区では、この地区の不燃化を進めるため、今年度から「木密地域不燃化10年プロジェクト不燃化促進助成制度」を開始しました。この制度では、対象区域内（3面の地図を参照）に、要件を満たす不燃建築物を建築する場合、建築費の一部を助成するほか、条件を満たす場合には加算助成も行います。

また、適切な〝建替え〟のため「まちづくりの駅」（京島3－60－10・まちづくりセンター内）で行っている〝まちづくりコンシェルジュ〟の無料相談が利用できます。なお、「まちづくりの駅」は12月に京島会館（京島2－15－5）へ移転します。

[対象となる方・対象となる建築物]左下表のとおり**[問合せ]**都市整備課密集担当☎5608－6261

■各制度の対象となる方・対象となる建築物

	不燃化促進事業		木密地域不燃化10年プロジェクト不燃化促進助成制度
	不燃建築物建築促進助成金交付制度	主要生活道路沿道不燃化推進助成金交付制度	
対象となる方	対象区域内で対象建築物を建築する個人または中小企業者、公益社団法人、公益財団法人等	指定された主要生活道路の沿道に対象建築物を建築する個人または中小企業者、公益社団法人、公益財団法人等	対象区域内で対象建築物を建築する個人または中小企業者、公益社団法人、公益財団法人等
対象となる建築物	次のすべての要件を満たす不燃建築物▶延べ面積40m²以上　▶避難路区域に該当する場合は、高さ7m以上　▶避難地区域と防災活動拠点に該当する場合は、2階建て以上　＊ほかにも要件あり　＊詳細は問合せ先へ	次のすべての要件を満たす不燃建築物▶延べ面積40m²以上　▶2階建て以上　＊ほかにも要件あり　＊詳細は問合せ先へ	

注宅地建物取引業者が、販売するために建築する場合は対象外となります。

■加算助成制度

加算対象事業	名称・加算額
「不燃化促進事業」と「木密地域不燃化10年プロジェクト不燃化促進助成制度」共通	主要生活道路沿道後退加算・後退面積により1棟につき60万円～100万円
	主要生活道路角地隅切り加算・1棟につき60万円
	賃貸用共同住宅建築加算・1棟につき100万円
	協調建替え建築加算・1棟につき100万円
	共同化建築加算・権利者1人につき100万円
不燃化促進事業のみ	仮住居居住加算・1棟につき40万円
	延焼抑止建築加算・権利者1人につき100万円
	既存建築物除却加算・30万円を限度とし、かつ除却工事費以内
木密地域不燃化10年プロジェクト不燃化促進助成制度のみ	老朽建築物除却加算・90万円を限度とし、かつ除却工事費以内
	建築設計加算・50万円を限度とし、かつ建築設計費に一定割合を乗じた額
	火気使用店舗併用住宅加算・1棟につき50万円

注除却加算は、除却工事着工前に申請書の提出が必要です。
注加算助成を受けるには、条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

☎＝電話　FAX＝ファクス　✉＝Eメール　🖳＝ホームページアドレス

広告 ケーブルテレビもネットも電話もまとめてお得に。ご相談は地元のJ:COMすみだ・台東へ ☎0120-999-000(9:00～21:00)

お住まいの地域が対象区域内かどうか、ご確認ください

■「防火・耐震化改修促進助成事業」と「不燃建築物建築促進助成金交付制度」の対象区域

避難地、避難路、防災活動拠点

避難地（大震災による火災が拡大し、地域全体が危険になった場合に避難する場所）	文花地区
避難路（避難地へと通じる幹線道路　＊道路の両側30mの区域が対象）	鐘ヶ淵通り地区、墨堤通り地区、水戸街道地区、明治通り地区、八広はなみずき通り地区、八広中央通り地区、新あづま通り地区
防災活動拠点（災害時の情報収集・避難の誘導・初期消火活動等の基地となる場所　＊学校等の境界から30mの区域が対象）	第一寺島小学校、第二寺島小学校、第三寺島小学校、曳舟小学校、言問小学校、旧木下川小学校、立花吾嬬の森小学校、押上小学校、第三吾嬬小学校、第四吾嬬小学校、旧第五吾嬬小学校、東吾嬬小学校、隅田小学校、旧隅田小学校、梅若小学校、八広小学校、墨田中学校

■重点不燃化促進事業の対象区域

「防火・耐震化改修促進助成事業」と「不燃建築物建築促進助成金交付制度」の対象区域の一部

注重点不燃化促進事業の対象区域では、無料建替え相談などのほかに、「防火・耐震化改修促進助成事業」と「不燃建築物建築促進助成金交付制度」もご利用になれます。

■主要生活道路沿道不燃化推進助成金交付制度の対象区域

主要生活道路の沿道敷地

■「木密地域不燃化10年プロジェクト不燃化促進助成制度」の対象区域

京島周辺地区、鐘ヶ淵周辺東地区

注「不燃建築物建築促進助成金交付制度」や「主要生活道路沿道不燃化推進助成金交付制度」、「重点不燃化促進事業」のそれぞれの対象区域と重複する区域については、いずれかの助成を選択できます。

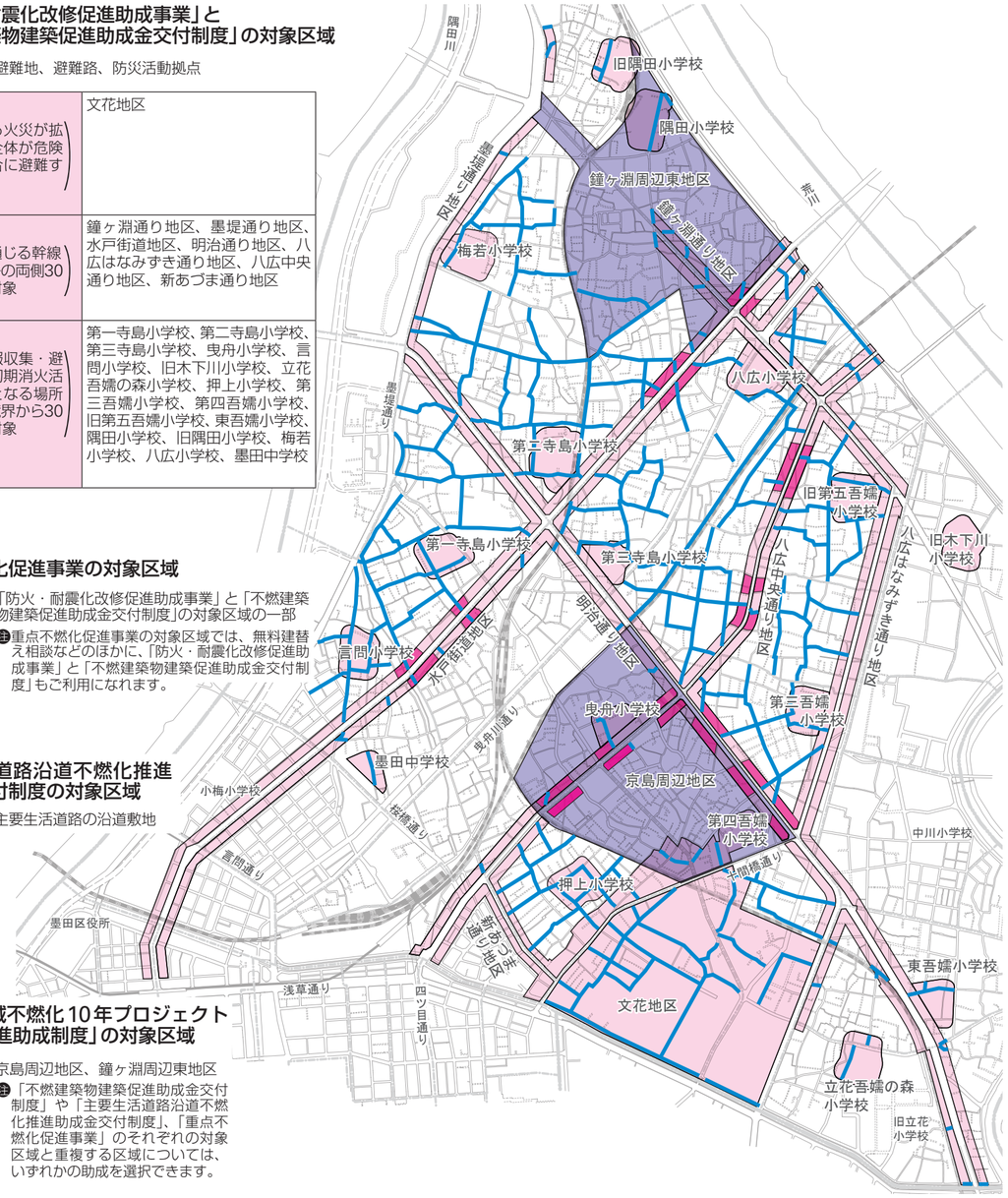

各助成制度における助成金交付までの主な流れ

対象となる方

事前相談 → 「助成対象確認申請書」の提出 → 「助成金交付申請書」の提出 → 「助成金請求書」の提出

＊改修工事・建築工事・除却工事を開始する前に必ず申請書の提出が必要で、工事着工後の申請は不可

区など

「防火・耐震化改修」を行う場合には、「助成対象確認申請書」の提出前に「耐震診断」を実施します。

改修工事・建築工事を開始後、中間検査を実施します。

改修工事・建築工事の完了後、助成金を交付するための検査を実施します。

交付決定後、「交付決定通知書」を送付します。

助成金を交付します。

☎＝電話　FAX＝ファクス　✉＝Eメール　🖳＝ホームページアドレス

広告 「両国1丁目1番地の便利屋さん」草刈り2時間6,300円/1人。その他片づけ等お困り事ご相談下さい。☎0120-56-8181